

支援制度等のお知らせ

新型コロナウイルスの感染症対策として、市内の事業者や市民のみなさんに対し、さまざまな分野で多久市独自の支援を行います

特集②

多久市事業継続支援金



経営環境が悪化する市内事業者の「事業継続」を目的に支援を行っています。

支援内容

■**対象者** 多久市内で事業を営む中小企業者や小規模事業者、個人事業者。ただし、農業や林業、漁業、金融業、保険業以外の業種。

■支給額(基本)・・・10万円

2月から7月までの1か月の売り上げが、前年同月比で20%以上減少した事業者。

■支給額(加算)・・・15万円

2月から7月までの1か月の売り上げが、前年同月比で50%以上減少し、次の①から③のいずれかに該当する事業者。

- ①国の持続化給付金の受給事業者
- ②セーフティネット保証制度で市が認定した事業者
- ③雇用調整助成金の助成を受けた事業者

■**申請方法** 市ホームページから申請書をダウンロードして提出してください。

問い合わせ 商工観光課 商工観光係 ☎75-2117

多久市団結クーポン券



経済活動の回復などを目的に、全市民へ2千円分のクーポン券を、6月下旬ごろ簡易書留で送付します。(世帯主宛)

クーポン券は500円券4枚セット。多久市商工会加盟店の約380店舗で、千円以上の食事や買い物の際に1枚使用できます。

問い合わせ 商工観光課 街づくり係 ☎75-2117

食TAKUプロジェクト応援事業



飲食店のテイクアウト情報などを発信する「食TAKUプロジェクト」の活動を応援します。

支援内容

■**対象者** 食TAKUプロジェクトに登録した飲食店等

■**支給額** 10万円(1店舗)

■**申請窓口** 多久市商工会 ☎74-2144

問い合わせ 商工観光課 街づくり係 ☎75-2117

徴収猶予の「特例制度」



新型コロナウイルスの影響で、収入に相当の減少があった人は、市税と公共料金の猶予を1年間受けることができます。担保の提供は不要で、延滞金もかかりません。

支援内容

■**対象者** 以下①②のいずれも満たす納税者・特別徴収義務者

- ①2月以降の任意の期間(1か月以上)で、収入が前年同期に比べて概ね20%以上減少していること。
- ②一時に納付を行うことが困難であること。

■対象の市税等

令和2年2月から令和3年1月31日までに納期限が到来する市税と公共料金が対象になります。これらのうち、既に納期限が過ぎている未納の市税等も、遡ってこの特例を利用できます。

■申請手続き等

関係法令の施行から2か月後、または納期限のいずれか遅い日までに申請が必要です。申請書のほか、収入や現預金の状況が分かる資料を提出していただきますが、提出が難しい場合は口頭で伺います。

問い合わせ 税務課 納税係 ☎75-6115

避難所での新型コロナウイルス感染症への対応

避難所での新型コロナウイルス対策として、妊娠中の人と体調不良の人へは、それぞれ専用の避難所を開設します。避難の際には、事前に市役所へ連絡をお願いします。

また、避難所が過密状態となることを防ぐため、可能な場合は安全な親戚や知人の家などへ避難することも考えておきましょう。



問い合わせ 防災安全課 消防防災係 ☎75-2181